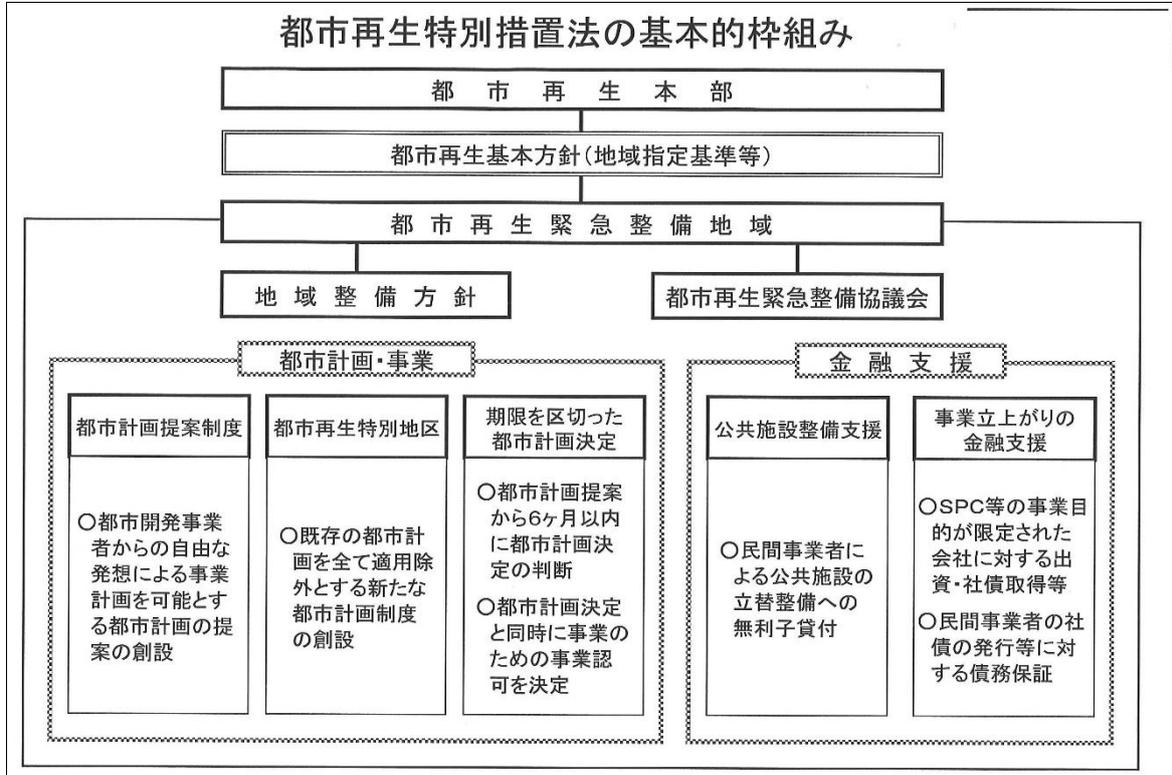


# 第2編 都市再生特別措置法の制定とその後の改正 資料

## (第2編 法令資料①～⑨)

### 法令資料① 都市再生特別措置法の基本的枠組み (平成14年創設時)



### 法令資料② 都市再生特別措置法の基本的枠組み(令和2年7月現在)



# 法令資料③

## 都市再生特別措置法の平成 17 年改正、平成 19 年改正、平成 21 年改正、平成 23 年改正、平成 24 年改正の概要

表 1 都市再生特別措置法の H17 年改正・H19 年改正・H21 年改正・H23 年改正・H24 年改正の概要

	改正の概要
H17 年改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>①都市再生整備計画の区域内において都市再生整備計画に記載された事業と一体的に一定の都市開発事業を施行しようとする民間事業者は、民間都市再生整備事業計画を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができる。</li> <li>②民間都市開発推進機構は、国土交通大臣の認定を受けた民間都市再生整備事業計画に係る都市開発事業の施行に要する費用の一部に対して出資等を行うことができる。</li> </ul>
H19 年改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>①都市再生緊急整備地域における民間都市再生事業計画の認定を申請することができる期限を H24. 3. 31 まで延長</li> <li>②独立行政法人都市再生機構が行う都市再生整備計画の作成等に関する業務に係る委託契約を締結する期限を H22. 3. 31 まで延長</li> <li>③市町村、都市再生整備推進法人、防災街区整備推進機構等は、市町村都市再生整備協議会を組織することができる。市町村が都市再生整備計画を作成しようとするときは、市町村都市再生整備協議会の意見を聴くもの等とする。</li> <li>④市町村長は、都市開発事業を施行する特定非営利活動法人等に対して助成等を行う特定非営利活動法人又は公益法人を都市再生整備推進法人として指定ことができ、民間都市開発推進機構は、都市再生整備推進法人に対する助成等を行うことができる。</li> </ul>
H21 年改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>①金融情勢が急速に悪化している現状に対応し、地域の住民や地元企業等が主体となったまちづくり活動を資金面から支えるため、まちづくり会社等が施行する都市開発事業や公共施設等の整備に係る都市開発資金の無利子貸付制度の創設</li> <li>②歩行者デッキや地下通路等を地権者等により適切に整備・管理するための地域のまちづくりルールについて、第三者が新たに土地等を取得して当該地域の地権者等となった場合にも適用することを可能とする歩行者ネットワーク協定制度の創設</li> <li>③中心市街地活性化や歴史まちづくりなど、国として特に推進すべき施策に関して、まちづくり交付金の交付率を 40% から 45% に引き上げ</li> </ul>
H23 年改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>①特定都市再生緊急整備地域制度の創設 <ul style="list-style-type: none"> <li>㉞都市再生緊急整備地域のうち、都市開発事業等の円滑かつ迅速な施行を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進することが都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域を、特定都市再生緊急整備地域（特定地域）として政令で定める。</li> <li>㉟整備計画の作成及びその実施等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市再生緊急整備協議会は、整備計画を作成することができ、当該整備計画に都市開発事業等の実施主体として記載された者は、これに従い、事業を実施しなければならない。</li> <li>・整備計画に記載された都市開発事業等の実施のために必要な都市施設等に関する都市計画には、施行予定者及び施行予定者である期間を定めることができる。</li> <li>・整備計画に記載された下水道利用のための設備を有する熱供給施設の整備等に関する事業を実施する者は、公共下水道管理者の許可を受けて、公共下水道の排水施設から下水を取水し、及び当該排水施設に当該下水を流入させることができる。</li> <li>・協議会は、整備計画に一定の許認可等を要する都市開発事業等を記載しようとするときは、許認可等権者の同意を得ることができ、当該整備計画が公表されたときは、当該都市開発事業等の実施主体に対する許認可等があったものとみなす。</li> </ul> </li> <li>㊱国土交通大臣は、特定地域内における民間都市再生事業計画の認定について、45 日以内において速やかに、処分を行わなければならない。</li> <li>㊲特定地域内の都市再生特別地区において位置付けられた建築物等の敷地として併せて利用する都市計画施設である道路の区域の上空等について、建築物等を建築できる。</li> </ul> </li> <li>②都市再生事業等の推進（国土交通大臣の認定に係る都市再生事業及び都市再生整備事業の施行に要する費用の一部について、資金の貸付けによる支援を行う。）</li> <li>③都市再生整備推進法人による都市再生整備計画の作成等の提案制度の創設</li> <li>④道路占用許可基準の特例 <ul style="list-style-type: none"> <li>道路法の特例として、都市再生整備計画区域内において、都市の再生に貢献する一定の工作物に係る道路占用許可について、無余地性の基準（道路の敷地外に余地がないためにやむを得ない場合であること）の適用を除外</li> </ul> </li> <li>⑤都市利便増進協定制度の創設</li> <li>⑥都市再生整備推進法人制度の拡充（まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社であって一定の要件に該当するものを、都市再生整備推進法人の対象として追加）</li> <li>⑦民間都市再生事業計画の認定の申請期限を H29. 3. 31 まで延長</li> </ul>
H24 年改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>①都市再生特別措置法の目的において、都市の再生を図り、併せて都市の防災に関する機能を確保することを明示</li> <li>②都市再生緊急整備協議会による都市再生安全確保計画の作成</li> <li>③都市再生安全確保計画に係る特例 <ul style="list-style-type: none"> <li>㉞認定等に係る手続の特例 <ul style="list-style-type: none"> <li>協議会は、都市再生安全確保計画に一定の認定等を要する建築物の建築等に関する事項を記載しようとするときは、認定等権者の同意を得ることができ、当該都市再生安全確保計画が公表されたときは、これらの認定等があったものとみなす。</li> </ul> </li> <li>㉟容積率の特例 <ul style="list-style-type: none"> <li>都市再生安全確保計画に記載された事項に係る一定の都市再生安全確保施設の床面積は、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない。</li> </ul> </li> <li>㊱都市公園の占用の許可の特例 <ul style="list-style-type: none"> <li>協議会が公園管理者の同意を得て都市公園に設ける一定の都市再生安全確保施設の整備に関する事業に関する事項を記載した都市再生安全確保計画が公表された後、2 年以内に当該都市再生安全確保施設の占用の許可の申請があった場合は、当該公園管理者は、その占用の許可をする。</li> </ul> </li> <li>㊲都市再生安全確保施設に関する協定制度の創設</li> </ul> </li> </ul>

## 都市再生特別措置法等の平成 26 年改正の概要

表 1 都市再生特別措置法等の平成 26 年改正の概要

### 趣 旨

住宅及び医療、福祉、商業その他の居住に関連する施設の立地の適正化を図るため、これらの施設の立地を一定の区域に誘導するための市町村による立地適正化計画の作成について定めるとともに、立地適正化計画に記載された居住に関連する誘導すべき施設についての容積率及び用途規制の緩和等の所要の措置を講ずる。

### 背 景

我が国の地方都市では拡散した市街地で急激な人口減少が見込まれる一方、大都市では高齢者の急増が見込まれる中で、健康で快適な生活や持続可能な都市経営の確保が重要な課題となっている。この課題に対応するためには、都市全体の構造を見渡しながらか、住宅及び医療、福祉、商業その他の居住に関連する施設の誘導と、それと連携した公共交通に関する施策を講じることにより、市町村によるコンパクトなまちづくりを支援することが必要である。

### 都市再生特別措置法の改正の概要

#### (1) 立地適正化計画

- ① 市町村は、都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であつて、都市機能の増進に著しく寄与するもの）の立地の適正化を図るため、立地適正化計画を作成することができる。
- ② 立地適正化計画には、その区域を記載するほか、おおむね以下の事項を定める。
  - ・住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針
  - ・居住誘導区域及び居住誘導区域に居住を誘導するために市町村が講ずべき施策
  - ・都市機能誘導区域（都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域）及び誘導すべき施設並びに当該施設の立地を誘導するために市町村が講ずべき施策 等

#### (2) 都市機能誘導区域

- ① 都市機能誘導区域内に誘導すべき施設を整備する民間事業者に対して、民間都市開発推進機構が出資等の支援を行うことができる。
- ② 都市機能誘導区域内に誘導すべき施設についての容積率及び用途の制限を緩和する特定用途誘導地区を都市計画に定めることができる。
- ③ 都市機能誘導区域外における誘導すべき施設の建築を事前届出・勧告の対象とする。

#### (3) 居住誘導区域

- ① 居住誘導区域において一定規模以上の住宅整備事業を行おうとする者は、都市計画の提案を行うことができる。
- ② 居住誘導区域外における一定規模以上の住宅等の建築を事前届出・勧告の対象とするとともに、必要に応じて、一定規模以上の住宅等の建築を開発許可の対象とする居住調整地域を都市計画に定めることができる。

### 建築基準法の改正の概要

特定用途誘導地区内に誘導すべき施設について容積率及び用途の制限を緩和する。

### 都市計画法の改正の概要

特定用途誘導地区及び居住調整地域は、市町村が都市計画に定める。

## 立地適正化計画（都市再生特別措置法の平成 26 年改正で創設）

表 2 立地適正化計画

**【立地適正化計画】**（都市再生特別措置法 81 条）

- 商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの）の立地の適正化を図るため、立地適正化計画を作成することができる。
- 立地適正化計画は、一部の機能だけではなく、居住や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能と、都市全域を見渡したマスタープランとして機能する市町村マスタープランの高度化版である。
- 立地適正化計画には、区域を記載する他、基本的な方針、その他必要な事項を記載する。

**【区域】**（必須事項）

- ・ 立地適正化計画の区域は、都市計画区域内でなければならない、都市計画区域全体とすることが基本となる。
- ・ また、立地適正化計画区域内に、居住誘導区域と都市機能誘導区域の双方を定めると共に、居住誘導区域の中に都市機能誘導区域を定めることが必要。

**【基本的な方針】**（必須事項）

- ・ 計画により実現を目指すべき将来の都市像を示すとともに、計画の総合的な達成状況を的確に把握できるよう、定量的な目標を設定することが望ましい。

**【立地適正化計画に設定する区域】**

**都市機能誘導区域**（都市再生特別措置法 81 条 2 項 3 号）

○区域の設定（必須事項）

- ・ 都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域

○誘導施設（必須事項）

- ・ 誘導施設とは、都市機能誘導区域ごとに、立地を誘導すべき都市機能増進施設（居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの）である。

**居住誘導区域**（都市再生特別措置法 81 条 2 項 2 号）

○区域設定（必須事項）

- ・ 居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域

**跡地等管理区域**（都市再生特別措置法 81 条 8 項）

○区域の設定（任意事項）

- ・ 空き地が増加しつつあるが、相当数の住宅が存在する既存集落や住宅団地等において、跡地等の適正な管理を必要とする区域

**駐車場配置適正化区域**（都市再生特別措置法 81 条 5 項 1 号）

○区域の設定（任意事項）

- ・ 歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための駐車場の配置の適正化を図るべき区域

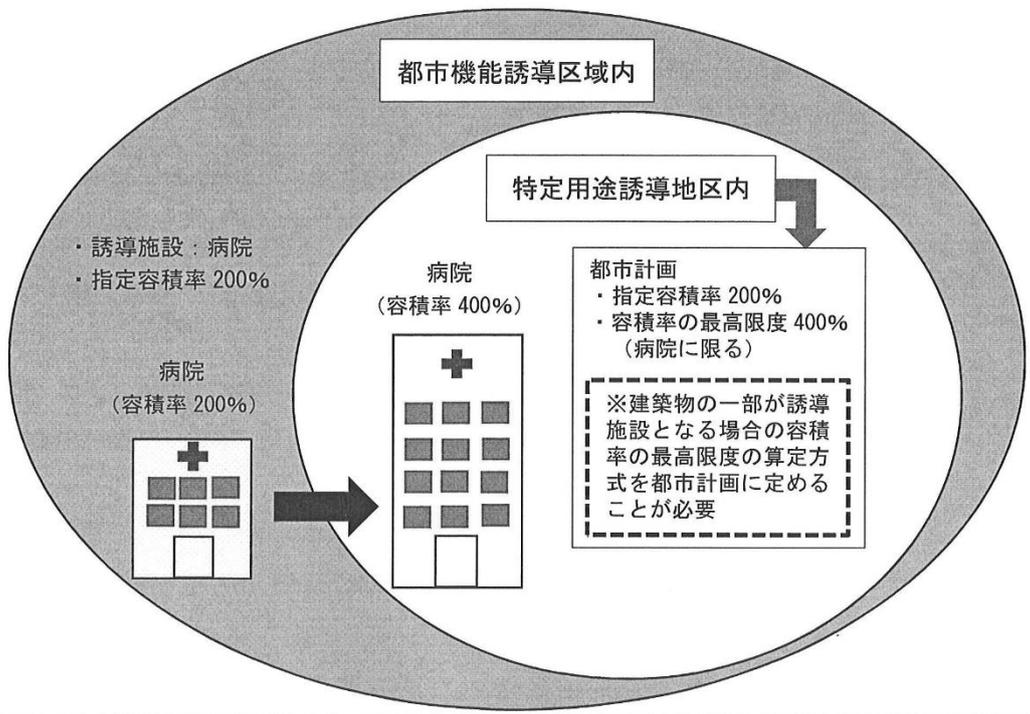
特定用途誘導地区（都市再生特別措置法の平成 26 年改正で創設）

表 3 特定用途誘導地区

- 都市機能誘導区域内において、誘導施設に限定して容積率や用途規制の緩和を行う一方、それ以外の建築物については従来通りの規制を適用することにより、誘導施設を有する建築物の建築を誘導することを目的とする地域地区である。
- 都市機能誘導区域内で、都市計画に、特定用途誘導地区(都市再生特別措置法 109 条)を定めることにより、誘導施設を有する建築物について容積率・用途制限を緩和。
- 例えば、老朽化した医療施設等の建替え、増築や新築の際に本制度を活用することが想定される。

特定用途誘導地区に関する都市計画に定める事項

- ・都市計画法第 8 条第 3 項第 1 号及び第 3 号に掲げる事項
- ・建築物等の誘導すべき用途
  - 市町村が、国土交通大臣の承認を得て、条例を定めることにより、用途地域による用途制限を緩和
- ・建築物等の全部又は一部を当該用途に供する建築物の容積率の最高限度
  - 用途地域による指定容積にかかわらず、誘導施設を有する建築物については、この容積率を適用
- ・建築物の高さの最高限度（市街地の環境を確保するために必要な場合のみ）
  - 地区内のすべての建築物について、高さ制限を適用



都市再生特別措置法等の平成28年改正の概要

●都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

<予算関連法律>

都市の国際競争力及び防災機能を強化するとともに地域の実情に応じた市街地の整備を推進し、都市の再生を図るため、国際競争力の強化に資する都市開発事業の促進を図るための金融支援制度の拡充、非常用の電気又は熱の供給施設に関する協定制度的創設、特定用途誘導地区に関する都市計画において定めるべき事項の追加等の措置を講ずる。

背景

- ◆ 大都市については、我が国経済の牽引役として、グローバルな経済圏の中心となり、世界からヒト・モノ・カネ・情報を呼び込むため、一層のビジネス・生活環境・防災機能の向上が必要。  
…「日本再興戦略」改訂2015(閣議決定)に、都市再生制度見直しを速やかに行うよう位置付け
- ◆ 地方都市については、人口減少、少子高齢化の進展、深刻な財政制約等の条件下で、コンパクトで賑わいのあるまちづくりを進め、更なる地方創生の推進が課題。
- ◆ 高度成長期に大量に建設された住宅団地の老朽化が進んでおり、住宅団地の再生も喫緊の課題。

法案の概要

国際競争力・防災機能強化

【国際ビジネス・生活環境の整備】

- 民間都市再生事業計画の大臣認定の申請期限の延長(→平成34年3月31日まで)  
※優良な認定民間都市再生事業には各種金融支援や税制支援を実施
- 金融支援※の対象に国際会議場等の整備費を追加  
※民間都市開発推進機構による支援

【大規模災害に対応する環境整備】

- 災害時にエリア内のビルにエネルギーを継続して供給するためのビル所有者とエネルギー供給施設※の所有者による協定制度的創設(承継効付き)



【事業のスピードアップのための支援の強化・重点化】

- 大臣認定処理期間の短縮  
(特定地域:45日→1月、緊急地域:3月→2月)
- 道路上空利用の都市再生緊急整備地域への拡充
- 都市再生緊急整備地域指定の見直し制度の明示

住宅団地の再生

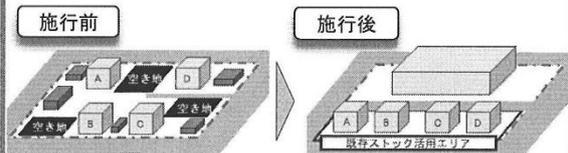
【住宅団地の建替の推進】

- 土地の共有者のみで市街地再開発事業を施行する場合に、各共有者をそれぞれ1人の組合員として扱い、2/3合意での事業推進を可能とする。

コンパクトで賑わいのあるまちづくり

【まちなかへの都市機能の効率的な誘導】

- 地域内に使える既存ストックがある場合にはそれを残しつつ、地域の身の丈にあった規模の市街地整備を可能とする手法の創設
- まちなか誘導施設の整備促進を図る地区の追加など市街地再開発事業の施行要件を見直し



身の丈にあった規模の市街地整備(イメージ)

【官民連携によるまちの賑わい創出】

- 空き地・空き店舗を有効に活用するための市町村・まちづくり団体と土地所有者による協定制度的創設
- 賑わいの創出に寄与する施設(観光案内所、サイクルポート等)を都市公園の占用許可対象に追加



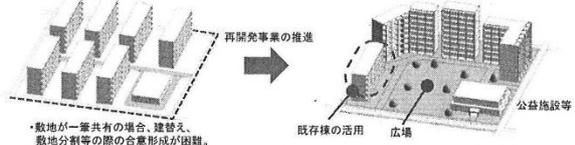
空き地を活用したまちなかの賑わいの創出(イメージ)



都市公園へのサイクルポート設置(イメージ)

◇施行前 老朽化が進行

◇施行後 再生事業の円滑な推進



都市の国際競争力・防災機能の強化及びコンパクトで賑わいのあるまちづくりを図るための制度の充実化により、都市再生・地方創生を強力に推進

# 法令資料⑧

## 都市再生特別措置法等の平成30年改正の概要

### ●都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

(平成30年4月25日公布)

#### 背景・必要性

人口増加社会では、都市計画に基づく規制を中心に開発意欲をコントロール  
 ⇒人口減少社会では、開発意欲が低減し望ましい土地利用がなされない

▶都市のスポンジ化※ → コンパクト・プラス・ネットワークの推進に重大な支障

※都市のスポンジ化：都市の内部で空き地、空き家等の低未利用の空間が、小さな敷地単位で時間的・空間的にランダムに相当程度の分量で発生する現象  
 - 空き地(個人所有の宅地等に限定)は約44%増(約681km<sup>2</sup>→約981km<sup>2</sup>:大阪府の面積の約半分)(2003→2013年)  
 - 空き家は約50%増(約212万戸→約318万戸:ほぼ愛知県全域の世帯数)(2003年→2013年)

- 生活利便性の低下
  - 治安・景観の悪化
  - 地域の魅力(地域バリュー)の低下
- ⇒ スポンジ化が一層進行する悪循環

#### 要因と対策のコンセプト

- 地権者の利用動機乏しさ → 低未利用地のまま放置
  - 「小さく」「散在する」低未利用地の使い勝手の悪さ
- 行政から能動的に働きかけ、コーディネートと集約により土地利用(所有と利用の分離)  
 地域コミュニティで考えて身の回りの公共空間を創出(まずは使う)  
 官民連携で都市機能をマネジメント

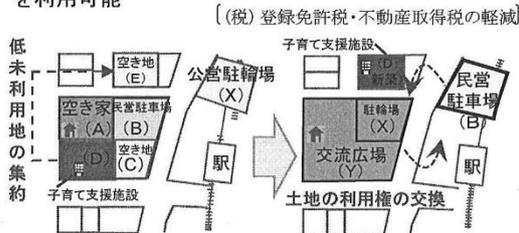
「経済財政運営と改革の基本方針2017」、「未来投資戦略2017」、「新しい経済政策パッケージ」、「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」において、都市のスポンジ化対策、未利用資産の有効活用等を措置するよう位置付け

#### 法案の概要

##### 都市のスポンジ化対策(都市機能誘導区域、居住誘導区域を中心に)

###### コーディネート・土地の集約

- 「低未利用土地権利設定等促進計画」制度の創設  
 - 低未利用地の地権者等と利用希望者とを行政がコーディネートし、所有権にこだわらず、複数の土地や建物に一括して利用権等を設定する計画を市町村が作成  
 ※所有者等探索のため市町村が固定資産税課税情報等を利用可能



- 都市再生推進法人(まちづくり団体等)の業務に、低未利用地の一時保有等を追加  
 (税) 所得税等の軽減

- 土地区画整理事業の集約換地の特例  
 - 低未利用地を柔軟に集約し、まちの顔となるような商業施設、医療施設等の敷地を確保  
 (予算) 都市開発資金貸付け  
 【都市開発資金の貸付けに関する法律】

- 市町村は、低未利用土地利用等指針を作成し、低未利用地の管理について地権者に勧告が可能に

###### 身の回りの公共空間の創出

- 「立地誘導促進施設協定」制度の創設  
 - 交流広場、コミュニティ施設、防犯灯など、地域コミュニティやまちづくり団体等が共同で整備・管理する施設(コモンズ)についての地権者による協定(承継効付)  
 (税) 固定資産税の軽減

※ 周辺地権者の参加を市町村長が働きかけ



▶ 空き地や空き家を活用して交流広場・コミュニティ施設等を整備・管理



\*長野市「パティオ大門」 \*活性化施設(イメージ)

- 「都市計画協働団体」制度の創設  
 - 都市計画の案の作成、意見の調整等を行う住民団体、商店街組合等を市町村長が指定  
 (身の回りの都市計画の提案が可能に)

###### 都市機能のマネジメント

- 「都市施設等整備協定」制度の創設  
 - 民間が整備すべき都市計画に定められた施設(アクセス道路等)を確実に整備・維持
- 誘導すべき施設(商業施設、医療施設等)の休廃止届出制度の創設  
 - 市町村長は、商業機能の維持等のため休廃止届出者に助言・勧告

##### 都市の遊休空間の活用による安全性・利便性の向上

公共公益施設の転用の柔軟化、駐車施設の附置義務の適正化、立体道路制度の適用対象の拡充等を措置

#### 【目標・効果】

※地方公共団体への意向調査等をもとに推計  
 低未利用地の利用を促進し、都市内遊休空間を賢く使うことで、民間の担い手による魅力的なまちづくりを実現  
 (KPI)・低未利用土地権利設定等促進計画の作成:約35件(2019~2023 [2019:3件 ↗ 2023:15件])  
 ・立地誘導促進施設協定の締結:約25件(2019~2023 [2019:3件 ↗ 2023:10件])  
 ⇒立地適正化計画を作成・公表した市町村のうち、今後10年間に、居住誘導区域に占める低未利用地の割合が、現状維持又は低下した市町村の割合:7割以上

# 法令資料⑨

## 都市再生特別措置法等の令和2年改正の概要

### ●都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案

〈予算関連法律案〉

#### 背景・必要性

- 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進、防災まちづくりの推進の観点から総合的な対策を講じることが喫緊の課題
  - こうした取組に併せて、生産年齢人口の減少、社会経済の多様化に対応するため、まちなかにおいて多様な人々が集い、交流することのできる空間を形成し、都市の魅力向上させることが必要
- ⇒ **安全で魅力的なまちづくりの推進が必要**

「国土強靱化基本計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2019」、「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」、「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」（閣議決定）において、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりの推進、災害リスクの高いエリアの立地規制やエリア外への移転促進、スマートシティの推進、コンパクト・プラス・ネットワーク等を位置づけ

#### 法案の概要

##### 安全なまちづくり

（都市計画法、都市再生特別措置法）

##### 災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制

###### ○開発許可制度の見直し

- 災害レッドゾーンでの開発について、自己業務用施設も原則禁止
- 市街化調整区域の浸水ハザードエリアにおける住宅等の開発を抑制

###### ○住宅等の開発に対する勧告・公表

- 立地適正化計画の居住誘導区域外における災害レッドゾーン内での住宅等の開発について勧告を行い、これに従わない場合は公表できることとする

##### 災害ハザードエリアからの移転の促進

###### ○市町村による移転計画制度の創設

- 災害ハザードエリアからの円滑な移転を支援するための計画を作成

〔(予算)防災集団移転の戸数要件の緩和(10戸→5戸)など住宅、病院等の移転に対する支援〕

##### 災害ハザードエリアを踏まえた防災まちづくり

- 立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外
- 立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「防災指針」の作成

⇒ 避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備や警戒避難体制の確保等

##### 〈災害レッドゾーン〉

- ・災害危険区域（崖崩れ、出水等）
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・地すべり防止区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域

##### 〈災害イエローゾーン〉

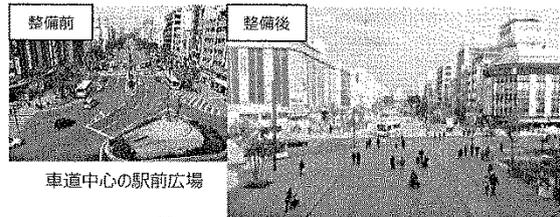
災害レッドゾーン以外の災害ハザードエリア（浸水ハザードエリア等）

##### 魅力的なまちづくり

（都市再生特別措置法、都市計画法、建築基準法）

##### 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出

都市再生整備計画\*に「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組む区域を設定し、以下の取組を推進  
\*都市再生整備計画：市町村が作成するまちづくりのための計画



駅前のトランジットモール化、広場整備など歩行者空間の創出

##### ○「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出

- 官民一体で取り組むにぎわい空間の創出  
例）公共による街路の広場化と民間によるオープンスペース提供

〔(予算)公共空間リノベーションへの交付金等による支援  
(税制)公共空間を提供した民間事業者への固定資産税の軽減〕

- まちなかエリアにおける駐車場出入口規制等の導入

##### ○まちなかを盛り上げるエリアマネジメントの推進

- 都市再生推進法人\*のコーディネートによる道路・公園の占用手続の円滑化

\*都市再生推進法人：NPO、まちづくり会社等の地域におけるまちづくり活動を行う法人（市町村が指定）

〔(予算)官民連携によるまちづくり計画の策定等を支援  
(予算)都市再生推進法人への低利貸付による支援〕

##### 居住エリアの環境向上

###### ○日常生活の利便性向上

- 立地適正化計画の居住誘導区域内において、住宅地で病院・店舗など日常生活に必要な施設の立地を促進する制度の創設

###### ○都市インフラの老朽化対策

- 都市計画施設の改修について、立地適正化計画の記載事項として位置づけ

⇒ 改修に要する費用について都市計画税の充当等

#### 【目標・効果】

- 「防災指針」に基づく対策を強化し、安全なまちづくりを実現  
(KPI) 防災指針の作成：約600件（全ての立地適正化計画作成自治体）  
(2021年～2025年 [2021年:100件 ↗ 2025年:600件] )
- 多様な人々が集い、交流することのできる「居心地が良く歩きたくなる」まちなかを創出し、魅力的なまちづくりを実現  
(KPI) 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組む区域を設定した市町村数：2025年度までに100市町村以上